

## 三重まるごと自然体験実践支援交付金公募要領

### 第1 趣旨

県では、三重県の誇る山・川・海の豊かな自然を「体験」という方法により生かして、県内外から多くの人を呼び込めるよう、県内の様々な「自然体験プログラム」を魅力的なものにブラッシュアップしながら、県内外に積極的に発信していく取組を開始します。

三重まるごと自然体験実践支援交付金（以下、「実践支援交付金」という。）は、観光、アウトドアスポーツ、教育に係る民間企業のノウハウ等の活用、異業種との連携、地域を越えた連携などにより、新たな「自然体験プログラム」の開発・実践を行う団体等に対して支援しようとするものです。

### 第2 事業内容等

実践支援交付金の事業内容、事業実施主体及び実践支援交付金の交付を受けるための採択要件等は、実践支援交付金要領別紙に記載のとおりです。

### 第3 応募の要件

本事業の事業実施主体の公募に応募できる者は、観光、アウトドアスポーツ、教育に係る民間企業のノウハウ等の活用、異業種との連携、地域を越えた連携などにより、新たな「自然体験プログラム」の開発・実践を行おうとする団体等で、以下の要件を満たすものとする。

ただし、本事業による支援を過去に2回受けた団体は対象外とする。

団体の定款又は規約等を有し、団体の設立の趣旨や目的、事務所の所在、会計処理方法が明らかであること。

団体の事務（総会や定例会など）や会計処理（通帳管理や会計報告など）が適正に行われている等、活動を実施するための体制が整っていると認められること。

構成員が3名以上であること。

### 第4 交付金額

交付金の総額は3,200千円であり、この範囲で事業実施に必要な経費を定額で助成します。

なお、1団体あたりの交付金額の上限は800千円とします。

## 第5 応募に必要な書類

- (1) 企画書(別紙様式1)
- (2) 団体役員名簿(別紙様式2)
- (3) 団体規約等

法人の場合 : 定款または寄付行為

組合等の場合 : 定款またはこれに準じる規約、会則

## 第6 応募方法

平成30年8月30日(木)17時までに、お近くの農林水産(農林・農政)事務所まで必要書類を提出してください。なお、提出書類等は返却いたしません。

(問い合わせ先)

三重県農林水産部農山漁村づくり課

平尾、崎地

電話 059 - 224 - 2518

## 第7 応募内容の審査

### 1 審査の方法

審査については、事業担当課等で応募要件を満たしているか否かの確認及び応募内容等についての事前審査を実施します。申請内容等について確認が必要な場合には、必要に応じて事業担当課等から申請内容の問合せをすることがあります。

事前審査を経た企画書の中から、農林水産部に設置する「三重まるごと自然体験実践支援交付金事業実施主体選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において事業実施主体候補者を選定します。

審査委員会においては、申請者から提出された企画書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、それらを踏まえて交付金交付候補者を選定します。

### 2 審査の手順

審査は以下の手順により実施されます。

#### (1) 事前審査

企画書等提出書類について、応募要件を満たしているか否かを確認します。応募要件を満たしていないものについては、審査の対象から除外されます。

( 2 ) 審査委員会による審査

事前審査を踏まえ、審査委員会において審査を実施し、評価点の高いものから事業実施主体候補者を予算の範囲内で選定します。

3 審査の基準

審査委員会において以下の項目を審査します。

( 1 ) 企画性

実践する自然体験プログラムは、新たな顧客を創出する企画性や新規性を有しているか。

( 2 ) 誘客性

県内外から多くの人を呼ぶことができるプログラムとなっているか。

( 3 ) 連携性

自然体験プログラムを実践するにあたり、複数の団体、異業種、他地域などとの連携はあるか。

( 4 ) 経済性

費用対効果の高い内容となっているか。

( 5 ) 事業推進体制

事業が適切に実施できる体制を構築しているか。

また、事業を効果的に実施するための十分な実績を有しているか。

第 8 選定結果の通知

提出のあった企画書については、選定基準に基づく評価を行い、評点の高い企画書から予算の範囲内で選定します。提出のあった企画書が選定された場合は採択通知書を、不採択の場合は不採択通知書を提出者あてに送付します。

第 9 選定後の手続き

- 1 企画書の選定後、事業内容、対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行いません。ヒアリングの日時等については、事前に連絡します。
- 2 事業内容の精査後、事務所に事業実施計画（実践支援交付金要領第 7）を提出いただき、その内容が適正である場合は知事が事業実施計画を承認し、承認通知を送付します。その後、交付金交付申請の手続きを行なっていただきます。